特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）	規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項及び第三項、第五十条第一項及び第二項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項、第五十七条、第六十条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び第三項）
［略］	第八条、第九条及び第十条第一項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方債に関する省令の一部改正）

第三条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（法第三十三条の五の十の額の算定方法）	［新設］
第二条の十五　法第三十三条の五の十に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	
一　当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けない都道府県　当該年度の特別法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人の事業税の収入額の決算額（地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「法人事業税の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の乗じて得た額と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額から当該年度の特別法人事業譲与税の収入見込額（当該年度において特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号。以下この号において「特別法人事業税法」という。）第三十条第二項第二号に規定する財源超過団体がある場合には、財源超過団体にあってはイに掲げる額とし、同項第三号に規定する財源不足団体にあってはロに掲げる額とする。）を控除した額（以下「減収額」という。）	
イ　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）第二条に規定する特別法人事業譲与税の収入見込額を同令第一条に規定する人口（以下この号において同じ。）で按分した額（以下この号において「特別法人事業譲与	

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）	規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項及び第三項、第五十条第一項及び第二項（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これらの規定を第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項、第五十七条、第六十条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定を第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び第三項）
［同上］	